

泉大津市立周産期小児医療センター駐車場運用管理募集要領

1 目的

本要領は、泉大津市立周産期小児医療センター駐車場運用管理に係る事業者を募集するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

泉大津市立周産期小児医療センター駐車場運用管理

(2) 業務内容

「泉大津市立周産期小児医療センター駐車場運営管理業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間（行政財産の使用許可の期間）

令和6年12月1日から令和7年11月30日まで

（但し、5年を限度に1年単位で、使用の継続許可申請ができる。）

(4) 行政財産の最低使用料（月額）

132,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 当院駐車場の概要

① 所在地 泉大津市下条町16番1号

② 病床数 230床

※本院では、現病院を周産期医療と小児医療に特化した周産期小児医療センターとして令和6年12月にリニューアルオープンするため、12月1日時点では、病床数が98床となり、令和7年度には、82床に減少する。

③ 駐車台数

第1駐車場 68台

第2駐車場 117台（うち公用車、職員用59台）

④ 1日平均患者数

入院 73.1名（令和5年度）

外来 490.9名（令和5年度）

3 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年 7月11日（木） |
| (2) 質疑書受付期限 | 令和6年 7月19日（金）午後5時まで |
| (3) 質疑回答 | 令和6年 7月25日（木） |
| (4) 応募申込書提出期限 | 令和6年 8月 1日（木）午後5時まで |
| (5) 見積書提出期限 | 令和6年 8月20日（火）午後5時まで |
| (6) 使用許可の申込み及び許可書交付 | 令和6年 8月下旬 |
| (7) 工事関係の協議及び施工 | 令和6年 8月下旬以降 |
| (8) 運用管理開始 | 令和6年12月 1日（日）から |

4 応募資格要件

応募書類の提出日時時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (9) 80床以上の病院かつ100台以上の駐車可能な駐車場を有する医療機関の運用管理を平成31年4月1日から5年間の間で実績を有している法人であること。
- (10) プライバシーマークを取得している者。

5 応募申込

本募集に応募する意思がある事業者は、下記のとおり必要書類を揃えて提出すること。

(1) 提出書類

① 応募申込書（様式1）

② 会社概要書（様式2）

③ 業務実績書（様式3）

- ・平成31年4月1日から5年間の間に運営管理した本件業務実績
- ・業務実績書記載の契約案件の契約金額が分かる写しを添付すること。
- ・元請けとして契約した業務に限る。

④ 決算報告書

直前1年分に係る決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの）

⑤ 登記簿謄本

⑥ 納税証明書

本店に係る法人税及び消費税(国税)。泉大津市に本店又は営業所がある場合は、泉大津市が課税しているものすべて。（参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）

⑦ 印鑑証明書

法務局が発行したもの。（参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）

⑧ 使用印鑑届（様式4-1）

⑨ 障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式4-2）

※令和5・6年度泉大津市入札参加資格を有していない場合は、④～⑨の書類を合わせて提出してください。

(2) 提出部数

上記①～③を各1部提出すること。

（入札参加資格を有していない場合は④～⑨も提出すること。）

(3) 提出期限 令和6年 8月 1日（木）午後5時まで

(4) 提出先 泉大津市立病院 事務局総務課 管理係

(5) 提出方法 電子メール（メールアドレス：soumu-kanri@city.izumiotsu.osaka.jp）

ただし、提出書類の原本を後日、担当課へ持参又は郵送により提出すること。

※ 応募申込書等の審査結果は、令和6年 8月 5日（月）に「応募資格審査結果通知」を応募申込のあった事業者に電子メールにて送付する。

6 質疑及び回答

本募集に関して質疑がある場合は、「質問書（様式5号）」に必要事項を記載し、以下のとおり、泉大津市立病院 事務局総務課まで電子メールにて提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式5）

(2) 提出期間 令和6年7月11日（木）～令和6年7月19日（金）午後5時まで

- (3) 提出先 泉大津市立病院 事務局総務課 管理係
- (4) 提出方法 電子メール（メールアドレス：soumu-kanri@city.izumiotsu.osaka.jp）
なお、件名欄は「泉大津市立周産期小児医療センター駐車場運用管理に係る質問」とする。

質問書を提出した場合、受信確認のため、その旨を以下まで電話で連絡すること。
但し、電話対応時間は、平日の窓口受付時間内とする。

泉大津市立病院 事務局総務課 管理係
電話番号 0725-32-5622（内線2760）

- (5) 回答方法 泉大津市立病院ホームページにて公表する。
- (6) 回答日 令和6年7月25日（木）

※ 電話や窓口など口頭での質問は受け付けない。

7 価格見積書

応募資格を有すると認められた事業者は、下記のとおり必要書類を揃えて提出すること。

- (1) 提出書類 価格見積書（任意様式）

※ 消費税率については、10%として積算すること。

- (2) 提出期間 令和6年7月26日（金）～令和6年8月20日（火）
午後5時まで

- (3) 提出先 泉大津市立病院 事務局総務課 管理係
- (4) 提出方法 郵送（配達証明付書留郵便に限る。） **※提出期間内必着のこと。**
- (5) 提出部数 1部

8 運用管理業者の決定

運用管理業者の決定は、当院が設定する最低使用料金以上で最高の価格をもって有効な価格見積書を提出した者とする。

最高価格者が2名以上のときはくじにより業者決定する。

9 その他留意事項

- (1) 提案費用の負担

提案に要する費用は、企画提案者の負担とする。

- (2) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとする。

- (3) 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らさないものとする。また、事業実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、法律及びその他関係法令を厳守すること。

- (4) 事業実施体制の構築

選定された場合、事業を速やかに開始し、泉大津市立病院と協議のうえ必要な協

力・調整ができる体制を構築すること。

10 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担当 泉大津市立病院 事務局 総務課 管理係

住所 〒595-0027 泉大津市下条町16番1号

電話番号 0725-32-5622

E-mail soumu-kanri@city.izumiotsu.osaka.jp

件名に必ず【泉大津市立周産期小児医療センター駐車場運用管理】と記載すること。